

自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）

身 知 精

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が下記の障がいに対応する人で、①障がいのある人本人が運転する場合、②障がいのある人と生計同一である家族が運転する場合、③障がいのある人を常時介護する者が専ら障がいのある人の通院や通学に利用する場合は、申し出により障がいのある人1人につき自動車（自動車又は軽自動車）1台に限り、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）を減免することができます。申請は毎年必要となり、お手続きは納期限前7日までです。

また、これから購入する場合などの自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）の減免は、登録と同時に申請してください。

●対象者及び該当条件

- ・自動車検査証（車検証）の「所有者」及び「使用者」は障がいのある人本人に限られます。（18歳未満の人、成年被後見人の人、療育手帳Aを持っている人又は精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人については、生計を一にする人でも可）ただし、所有権留保付割賦販売で購入した場合は、所有者が自動車販売会社等でも減免の適用があります。
 - ・減免の対象となる自動車は、障がいのある人が生業・通院・通学のために使用する自動車又は軽自動車、及び専ら障がいのある人の生業・通院・通学のために使用する自動車又は軽自動車です。
- ※障がいのある人が日常生活のため利用する自動車が対象となりますので、本人が入院等で在宅していない場合、減免が受けられない場合があります。

障害名			区分	障がいのある人本人が 運転する場合	生計同一者又は常時介護 者が運転する場合
身体 障 害 者 手 帳	視覚障害			1 級～4 級の 1	
	聴覚障害			2 級、3 級	
	平衡機能障害			3 級	
	音声機能障害			3 級（喉頭摘出による音 声機能障害がある場合に 限る）	なし
	上肢機能障害			1 級、2 級	
	下肢機能障害			1 級～6 級	1 級～3 級
	体幹機能障害			1 級～3 級、5 級	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変に よる運動機能障害		上肢	1 級、2 級	
			移動	1 級～6 級	1 級～3 級
	内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸		1 級、3 級	
		免疫		1 級～3 級	
		肝臓		1 級～3 級	
療育手帳				A	
精神障害者保健福祉手帳				1 級	

戦傷病者手帳をお持ちの場合、上記と同様に自動車税については県財務事務所、軽自動車税については、市役所市民税課にお問合せください。

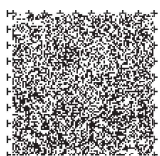
※身体障害者等級表による級別に読み替えることができる場合

身体障害者手帳の交付を受けている人本人の運転であれば減免対象となるが、生計同一者等の運転では減免対象外となる。「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」の障がいのある人が、重複して障がいのある場合については、「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」を身体障害者等級表による級別（以下「級別」という。）に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。

注：「脳原性移動」…乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動）

（例）下肢機能障害4級＋上肢機能障害3級＝級別2級⇒下肢機能障害2級に読み替える。

下肢機能障害4級＋直腸機能障害4級＝級別3級⇒下肢機能障害3級に読み替える



●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本）
- ・自動車検査証（車検証）（原本）
- ・運転する人の運転免許証（裏表のコピーでも可）

※マイナ免許証のみをお持ちの場合は、下記申請窓口（自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割））にお問合せください。

- ・納税義務者のマイナンバーが確認できる書類（申請窓口が浜松財務事務所の場合は不要）
- ・生計同一証明書又は常時介護証明書（生計同一又は常時介護の家族が運転する場合）

※生計同一証明書・常時介護証明書の発行窓口 各福祉事業所社会福祉課

手続きに必要なもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
・運転免許証

※1 生計同一とは

生計にかかる支出するお金や財布を一緒にしていることをいいます。ただし、施設入所等で施設に住所を移すなど、同一敷地内に生活していない場合は、生計同一に該当しないことがあります。

※2 常時介護とは

介護が必要な障がい者の通院等のため、当該障がい者等が所有する自動車を継続して日常的に運転する場合等のことをいいます。「継続して日常的に」とは、少なくとも週3回以上の運転を目安としています。

- ・すでに減免を申請した車がある場合は、その車の抹消登録証明又は移転登録後の自動車検査証（車検証）の写し等が必要になる場合があります。詳しくは窓口にお問合せください。
- ・軽自動車税（種別割）の手続きで精神障害者保健福祉手帳を提示される場合は、自立支援医療受給者証（精神通院）等通院していることがわかるものもお持ちください。

●窓口

自動車税（種別割）	…	浜松財務事務所（静岡県浜松総合庁舎内）	☎458-7132
自動車税（環境性能割）	…	県税窓口（浜松自動車検査登録事務所内）	☎421-4543
軽自動車税（種別割）	…	浜松市役所市民税課	☎457-2077
軽自動車税（環境性能割）	…	県税窓口（軽自動車検査協会浜松支所内）	☎435-3975

